

可視化の現在 立会いの未来

可視化実施状況（2020年6月・7月公表）について

取調べの可視化・弁護人立会大阪本部 副本部長 小坂井 久

本連載では従来から、検察・警察が公表する取調べの録音・録画実施状況をトレースしてきた。今回は、警察の2020年6月公表（警察庁ホームページ・内部部局→刑事局→捜査活動）、検察の同年7月公表（最高検ホームページ）について報告する。2019年6月1日の可視化法施行を挟む、同年4月から2020年の3月までの間（平成31年・令和元年度）の実施状況である。

I 検察

1 4類型事件

検察庁は、刑訴法301条の2で定められた制度対象事件（裁判員裁判、検察官独自捜査）と知的障害者、精神障害者の各事件を「4類型事件」と呼ぶが、一部録画をも含めた、録音・録画の実施割合は100%になっている。「全過程」率は、裁判員裁判対象事件は2,707件のうち2,688件で99.2%、独自捜査事件は94件のうち93件で98.9%である。精神障害は94.5%、知的障害は96.8%が「全過程」であり（これらについては、途中で類型を認知した「準全過程」を含む）、4類型事件は、「全過程」100%に近づいているといえるだろう。

2 試行対象

上記以外の「試行対象」（2019年4月19日付依命通知「別添2」）のうち、4類型以外の身体拘束下被疑者取調べについては、録音・録画実施の件数が99,314件で、うち「全過程」が89,750件になっている。勾留請求件数は年間10万件といったレベルで減少しつつ推移しているので、「全過程」率が90%レベルに達してきていることがわかる。検察では対象事件か否かでのダブルスタンダードの懸念は払拭されたといってよい。

他方、「試行対象」のうち、被害者・参考人については、増えていない。平成29年度の3,445件がピークで、平成30年度は2,845件、平成31（令和元）年度は2,452件に落ち込んでいる。このうち、被害者を対象とするものの数はさほど変わっていないが、参考人は、平成29年度・2,175件、平成30年度・1,761件、令和元（平成31）年度・1,369件と有意な減少傾向にある。これは、在宅段階の被疑者取調べと並んで、実践ターゲットにしなければならない。

なお、在宅被疑者取調べの可視化は、「試行対象」とされてはいるが、検察においては弁護人が強く申し入れることで、実現出来る。

II 警察

1 制度対象

警察について、報道された情報も含めて概観する。

裁判員裁判対象事件については、2019年4月から2020年3月までの1年間で4,062件中の3,828件が身体拘束下「全過程」であり、「全過程」率は94.2%になった。

警察は現在、2019年4月26日付通達により、刑訴法301条の2とともに、犯罪捜査規範182条の3第2項にもとづいて、精神障害の場合（知的障害、発達障害を含む—上記した検察の「障害者」概念と少し異なる）の取調べについては可視化努力義務を課している。

2 課題

しかし、相変わらずの課題がある。上記通達では、制度対象事件以外でも「個別の事案ごとに」「勘案」し、「録音・録画する必要性がそのことに伴う弊害を上回ると判断されるときは、録音・録画を実施することができる」とされ、従来の、「弊害を『大きく』上回る」との文言が削除されている。が、殺人事件の任意同行下の取調べで録音・録画されたケースはあるものの、それ以外では、制度対象外の実施は、まず見当たらない。警察ではダブルスタンダードの懸念が現実化している。

また、警察は、301条の2第4項3号（指定暴力団構成員の犯罪に係るもの）を機械的に全部不実施の対象にしている（同号該当は100件あり、「全部不実施」は104だった）。これも克服しなければならない課題である。